

人事給与業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 正規職員、特別職、月額前払嘱託職員、再任用、任期付職員の職種、他公共事業からの派遣受入職員のデータ
- 残業時間等の本番稼働月前月の実績データ(稼働月の給与計算に必要な実績データ)
- 本番稼働月の属する年度の3月までの研修履歴データ

(2) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- 本番稼働月以前に遡る遡及計算処理に必要なデータ(給与計算に利用する各種情報が自治体個別であり、仕様化が困難であるため)

【データ移行の留意事項】

- 年末調整業務を考慮し、移行先システムは1月からの稼働を前提としている。
- 給与計算および人事異動が確定した状態でデータ移行することを前提としている。
- 過去分のデータについては、参照機能のみ動作保障とする範囲を移行する。
※給与明細(支給明細)や、退職者情報は、概ね過去5年間程度を前提とする。